

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会
 〒380-8710
 長野市立町978-2 労済会館内
 TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
 E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
 http://nagano.rofuku.net/
 発行人 近藤 光
 編集人 青木 正照

第245号2008年1月1日

「歩づつ生活あんしんネットワークの実現を!!」 ～人と暮らし、環境に優しい福祉社会を～



長野県労働者福祉協議会
 理事長 近藤 光

あけましておめでとうございます。
 新春にあたり、皆様にご健勝のご活躍を心からご祈念申し上げます。

日本経済は大企業を中心に6年連続の増益となっており、主要企業の役員報酬も二桁の伸びを示す一方、労働者の賃金は民間給与実態統計調査によると9年連続減少しています。また、定率減税の全廃をはじめ社会保障料の引き上げ等による負担増や社会保障の給付削減により、家計は厳しさを余儀なくされています。昨年末からの原油・原材料費の高騰の影響による生活関連商品なども値上げがされ、年明けからの生計費の動向に注視が欠かせません。

2007年の世相を漢字一つで表す年末恒例の「今年の漢字」に「偽」が選ばれたことは記憶に新しく、「利益を上げるためならルールを無視してもよい」との風潮や日本の社会の歪みが深刻な状況にあることを示しています。私たちはこのようなむきだしの弱肉強食の競争社会から、人としての尊厳が保障され、共生と助け合い、そして、ぬくもりある社会を目指しています。

昨年開催した第48回県労協定期総会で、「21世紀・労福協が動き地域を変えるために、生活あん

しんネットワークの実現」を確認するとともに、生活あんしんネットワーク事業の推進スケジュールを決定しましたが、本年6月には、推進計画第二期がスタートします。格差が拡大し社会の二極化が進む中で、地域を基盤とした相互の支え合い・助け合い、共助のシステム「生活あんしんネットワーク」の充実が2008年の大きな課題です。

県労協を中心に労働団体・福祉事業団体・退職者連合・NPO団体などとも十分な理解を求めつつ連携し、可能な地域、取り組める課題から一歩づつ歩みを進めたいと考えています。皆様方のご理解、ご協力を心からお願ひ申し上げます。

社会から共感の 得られる運動を!!



労働者福祉中央協議会
 会長 笹森 清

新年あけましておめでとうございます。

昨年2007年は、労働団体をはじめ、各事業団体との「協働」による「暮らしにかかわるサポート事業」の取り組みが本格的になり、多くの県でサポートセンターが設立され、相談活動が始ま

りました。

また、クレ・サラ問題に引き続き割賦販売法改正に関しては、法曹界や消費者団体と連携を図り、中央労協協賛以来、初めての街頭宣伝と署名活動などを都内の主要駅で実施し、悪質商法に対する消費者保護を強固にアピールしました。また、地方労福協においても強力な運動体制を構築いただきました。その結果、11月末の産業構造審議会の割賦販売に関する小委員会の最終報告案においては、「過失を要件としない既払金返還責任の導入」や「過剰与信防止の具体的な調査義務」等が盛り込まれ、運動の成果を勝ち取ることができました。

昨年7月の参議院選挙では、与党が大敗し衆参「ねじれ国会」となりました。安倍政権は短命に終わり、福田政権へ変わりましたが、われわれ働くものを取り巻く環境は、格差社会や「働く貧困層の拡大」等ますます悲惨な状況となっております。

私たちは、こうした格差社会や貧困の現実を直視し、人としての尊厳が保障され、「支え合いと助け合い」の原理が活かされる社会、ぬくもりのある社会を目指す必要があります。そのためには、これまでの労働運動を発展させ、広く市民に根ざした社会運動へと転換させる必要があります。

これまでの労働団体や事業団体と取り組んできた職域運動を、NPO団体等の地域運動と連携し、イデオロギーの枠を超えた社会運動として高め、社会から共感の得られる運動を、日本社会全体に役立つ運動を、皆さんとともに作り上げていきたい。

困っている人たちの悩みは、「ほっとけない」。それを解決する力を眠らせておくのは、「もったいない」。失敗するかもしれないが恐れず、「へこたれない」。で2008年を頑張りましたよ。

連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済
 生協連・住宅生協・労働基金・県勤労協・高齢退職者連合

「新しい年への抱負」を聞きました。

半世紀近く生きていくのせいか、はたまた更年期のせいか、新年の抱負と言われても悲しいかなピンとこなくなっていました。あえていうなら、いつも時間に追われてばかりい



るので、今年こそは「丁寧な暮らし」をめざしたいといったところでしょうか。そして理解出来ない悲惨な事件が続く中、「心豊かな日本人」が絶滅危惧種にならないよう、微力ながら心がけていきたいと思っています (カゴぶ)。

(中信地区) 県職労松本支部 上條 文子

新年を迎えて、定年迄二年。この十年は、私達を取り巻く生活環境も厳しいものがあり、先行きに不安を感じています。



健康で充実した定年後にすべく、残る二年を労福協さんの機関誌等を参考に情報収集しながら勉強し、無事定年を迎えたいと思います。

(北信地区) トーエネック労組長野支部 百瀬 伸枝

昨年、世の中では、心を痛めるような事件がありました。罪のない子供が犠牲になったりと、ニュースを見るたびに本当に悲しくなりました。今年2008年は世の中でこういったニュースがないことを願っております。

食品の値上がりなど、家計にはとても痛いです。うまくやり繰りできればいいのですが…。資源を大切に日々生活していきたいと思っています。

(東信地区) JMIUカネテック支部 手塚 友幸

今、何が真実か見極めるのが難しい時代だと思います。信頼していた企業やメーカーの相次ぐ偽装と隠蔽体質、そして政治家の巧みな嘘。



私は専従書記として組合員に対して、真実を見抜く感覚を持って人の痛みがわかるように接していければと思います。

(南信地区) 伊那バス労働組合 萩原 初美

読者の

全労済50周年記念事業で
AEDを寄贈に反りまして、

AEDはまだ拡充が足りない部分ですが、普及すれば誰かのために役立つと思います。使い方もきちんとマスターしたいものですね。

内容のある、おもしろい機関紙だと思ひます。

ぜひ継続も!!

労働者の気遣いに相談できるところとして がんばらうと

の格差社会、ワケがわからない悲しい言葉がはびこる。

明るい言葉が流行る社会になることを願ひます。

6月

「年金の分割制度」にも勉強になりました。何か問題があれば

退職を数年後に迫っている現在まだ年金に対する危機感はありませんが、いかに勉強をしないと思っています。そろそろ真剣に考えたいと思っています。

「お金の探求」良い頭の刺激になって良いです。

実際にセカンドライフを始める生涯生活サポートの機関誌を読んで、女性にはお金の貯蓄退職以前に生きがいの探求を求めたいが、男性は仕事中心の人が多いため、家庭に入った場合妻にはお金の目と向ける率が多くなるトラブルに陥りやすいものですね。

・今号 定年後の生活記事よかったです 参考になりました。

3月

機関紙 「ながの労福協」

読者の皆さんから多くの声が寄せられています。その中から、いくつかご紹介します。

今回の多重債務の内容は、とても勉強になりました。今回の機関誌を初めて目にしたが、多くの人の手に渡れば、いいのじゃないかなと思います。

読者の生活を守るために、借金等の解説が役に立っています。もっとあせつて下さい。

くらしなんでも相談はまだまだ世間もよく分かっていない私でもとてもためになりました。まちがいがし、脳への刺激になりました。

要望

ライフサポートセンターの活動内容や労働福祉の動向等幅広い内容の機関誌で大変興味深く拝見して居ります。写真や図表も多く採用されていて分かりやすく、今後とも期待をしながら読んで頂きます。

労働規約を見直して、自分の置かれている状況の見直しも必要かと思っております。

読みやすい、分かりやすい、内容が充実しています。地区労福協の活動報告もありがたいと思います。

お金にまつわる相談コーナーはじっくり見えています。こういった記事は他にないのでも勉強になります。今後も楽しみにしています。(いつもありがとうございます)

くらしなんでも相談の振り込め詐欺の事例を読んでも私は絶対詐欺にはひっかからないと思いましたが考え直しました

相手はカカ少カモしかたという所をいつくさんで、すね度が増えました

10月

写真をもっと多く、大きくしてほしい。相談コーナーはためになるライフアウトもよく読みやすい。

内容はとてもいいと思いますが、字をもう少し大きくしていただけたらと思います。

年金に関する記事をお願いします。

退職後の話だけでなく、退職前にも、やってあげた方がよいという内容も知りたい。

くらしなんでも相談が参考にります。この方もわかりやすい解説をお願いします。

いつも楽しく拝見しています。勉強にはおこが書かれています。目を通しています。ローンや借金... 大勢の人に読んでいただきたいです。

多重債務者救済特集は参考にしました。今の自分には関係ないと思っても、回りでそんなことが起るかかわからない世の中ですから

労福協が活用している温泉宿がありましたら、紹介して下さい。

8月

読者声

消費者条例づくり に 県民参加の必要性を実感!

第38回長野県消費者大会

11月28日(水)、長野県消団連主催の「第38回長野県消費者大会」がサンパルテ山王(長野市)において開催されました。今大会は「長野県民みんなの消費生活条例をつくりましょう」をテーマに、県下各地から170人の参加者がありました。



熱心に聞きいる参加者の皆さん

の方から活動発表がありました。長野市連合婦人会の赤松一子副会長からは、長野市内で行っているゴミゼロ運動や河川汚染を防ぐ活動についての報告がありました。

続いて県労福協の竹元光邦事務局長が多重債務問題への取り組みを紹介し、「無料電話何でも相談ほっとダイヤル」等の実例を交えた取り組み報告を行いました。

東御市くらしの会の森まり子会長からは牛乳パック回収で製紙会社と取引し、出来た再生品を地域で共同購入・販売するという循環型のリサイクルを実践していること、東御清翔高校の生徒が商品運搬を協力していることが報告されました。

生活協同組合コープながのの宮澤陽子さんは、くらしの中で困ったようなちよつとした仕事を低料金で代行してくれる組合員相互の助け合いシステム「くらしサポート活動まごころ」について説明されました。

午後の部は、東京都の消費生活審議会委員も務められる池本誠司弁護士が「今日の消費者問題と消費生活条例に求められるもの」と題して記念講演を行い、今日の消費者問題は、「業者の行きすぎた行為」による消費者トラブルから、はじめから消費者をだまそうとする悪質な詐欺行為の増加に

質が変わり、どんどん手口が巧妙になっているのが特徴で、行政には「消費者を支援する消費者行政」が求められると話されました。

続いて行われたパネルディスカッションでは、信州大学経営大学院の樋口一清教授をコーディネーターに、「くらしの安全・安心の確保と消費者の参加をすすめるため」と題して4人のパネリストが意見を述べました。県生活文化課・佐藤課長からは「長野県消費生活条例(案)要綱」の全体像とポイントの詳細な説明があり、続いて消費生活アドバイザーの小金玲子さんが次々販売などの悪質商法に苦しんだ高齢者の実例などを挙げ、条例への期待と要望を述べました。県弁護士会消費者対策委員長

の山崎泰正弁護士は、この条例は県民の消費者被害の予防・救済に役立つかがポイントで、消費生活センターの相談員の皆さんが悪質業者に対抗できるよう、不当な取引行為については明確に記述されること、悪質業者に対する制裁を規定することの2点は重要なポイントであると述べました。県消団連幹事の両澤増枝さんは、条例が出来上がった後の、運用段階においても県民の意見要望が反映されるものにしてほしいと要望を述べ、樋口教授もこの条例は消費者が関与し、参加して作っていく必要があると話されました。

今回のシンポジウム全体を通じて、条例制定に関わる今後の課題が鮮明になりました。

2007年度チャリティゴルフ

チャリティ募金を 4団体に寄贈

県労福協主催の第12回チャリティゴルフコンペは、5月10日(木)に、長野国際カントリークラブに於いて210名参加により盛大に開催されました。

今回参加者から集まったチャリティ募金432,000円は、県障害者自立支援課及び県NPOセンターのご指導をいただき、佐久地域の4施設に寄贈することに。12月25日に、近藤理事、青木専務理事、花岡佐久地区労福協事務局長、竹元事務局長の4人が、各施設に向き直接目録を手渡しました。

このチャリティゴルフコンペは、今年で12回を数え、延べ35の施設に品物を寄贈してきました。

今回の寄贈先は、知的障害者の共同作業所や精神障害者の通所授産所などの4施設「小諸みかげ」「小諸みかげ」「すぎな作業所」「おむすび作業所」「小諸野岸の丘共同作業所」で、それぞれの施設の要望に基づき、事務用機器や電化製品等各10万円相当の品物を寄贈し、大変感謝されました。



近藤会長より「小諸みかげ」施設へカンパ金寄贈

午前の部では、県消団連小松由人事務局長が「消費者を取り巻く状況と長野県消団連の課題」について基調報告を行い、4人

新たな労働福祉運動を

目指して 第2期福祉リーダー塾(前半)

2007年10月14日～15日の2日間に亘り「第2期(前半)福祉リーダー塾」が開催され、連合長野清沢広報対策担当、県労働金庫春日職員の2名が参加しました。



この福祉リーダー塾は、地域と職場で労働者福祉運動の新たな創造を担うリーダーの育成を目的として開催されました。

研修は、それぞれの講師による3講座で構成されており、第1講座は、中央労福協会長笹森清氏が、「戦後からの歴史・社会変化を踏まえ、新たな労働運動・社会福祉運動のありかたについて」講演、第2講座は、日本女子大名誉教授高木郁朗氏より「成熟社会・エイジレス時代の労働者自主福祉運動の課題と方向性、そのなかでのリーダーの役割について」の講義を受けました。その後引き続き、連合新潟・中越地協事務局長金子博氏が、事例報告は、学校給食の残りを回収、飼料化して畜産農家に供給する有機物資源の循環システムを確立したNPO法人「地域循環ネットワーク」を立ち上げた過程や取り組み内容と今後の展開を話されました。

2日目の第3講座では、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授中村陽一氏より、NPO/NGOと労働組合・労福協の連携と協働についての講義を受けた後、事例報告として、さいたまNPOセンター副代表東一邦氏が、地域にNPOと労働組合との連携・協力をつくることをめざし、NPO支援のための「ネットワークSAITAMA21運動」を展開する「埼玉県労福協」の紹介をされました。

2日間ですべてを理解することは大変ですが、今回の研修の趣旨を理解し、地域や組織で運動を前進させていくことが大切であると感じました。

モデル4地区の活動

各地区労福協においては、5月～6月頃に各地区の総会が開催され、活動がはじまって早半年が経過した。それぞれ、地区ごとに特徴のある取り組みを実施しており、今回はモデル4地区の活動内容を報告します。

<長野地区>

- ① 親子ふれあい、飯綱高原に花を咲かせよう
- ② セミナー「メタボリックシンドローム予防と対策」
- ③ 車いす無料貸出(通算120台)



長野地区の花の苗を植える参加者

予定 ① 良きパートナーを探そう
 <松本地区> 報告 ① 平和記念式典 ② 松本地区勤労者文化祭 ③ 市長との懇談会
 予定 ① クレ・サラセミナー ② 介護・福祉セミナー
 <上伊那地区> 報告 ① セミナー「自動車保障」 ② 生活応援セミナー「労働組合の役割」 ③ 上伊那労福協まつり(2000名来場)
 予定 ① 生活サポートセミナー
 <佐久地区> 報告 ① 年金セミナー ② クレ・サラセミナー
 予定 ① 勤労者フェスタ(住宅・不動産フェア、アニメ上映会)

いかに充実した人生をおくるか!

生涯生活サポート塩尻地区研修会が12月15日に開催され、研修会には定年を間近に控えた方や、中にはご夫婦で参加された方など21名が午前9時から午後4時までの長時間にわたり熱心に受講されました。

内容は①「県労福協の生活あんしんネットワークとライフビジョンについて」青木県労福協事務理事、②「介護の現場から」全労済介護サービスセンター上村所長、③「年金などの退職前後の緒手続き」岩崎、柳沢両社会保険労務士がそれぞれ行いました。

講演内容と参加者の声は次回とします。



年金の説明をする岩崎社会保険労務士

地区労福協と互助会の 接点強化を共有化!

県互助会連絡協支部会議

9月開催の幹事会において総会方針の具体化について協議を行い、今後の進め方について確認をしました。

これを受け、11月に県下4カ所70名の参加者により支部会議を開催し、今後の進め方について意思統一をはかりました。

特に、勤労者互助会の事業支援を打ち出した県労福協の「生活あんしんネットワーク事業」について理解を得るため、会議終了後に「実務担当者研修会」を実施し、地区労福協の役員や労働者福祉事業団体の職員から提供可能な「メニュー」について説明をしました。

「メニュー」として、労福協からは「くらしなんでも相談、ほっとダイヤル」など7事業を、労金からは「クレ・サラセミナー」の共同開催や「融資事業」について、全労済からは「くらしの保障セミナー」や「やさしい介護体験教室」の共同開催や地区労福協と連携した開催について提案をしました。住宅生協については、「住宅購入やリフォームの相談」について情報提供をしました。

しかし、今回の「メニュー」の説明だけでは互助会の事業として加わることは難しいため、支部事務局として地区労福協と互助会の接点強化に向けて活動することが必要と認識の共有化をはかりました。とりわけ、モデル地区労福協がエリアとする勤労者互助会等と連携が進むよう、県労福協や事業団体にも開催状況を報告するとともに引き続き支援を要請していくことにしました。

くらし・なんでも相談

シリーズ No.11

「新春拡大版」

県労福協の「生活あんしんネットワーク事業」の一環として取り組んでいる「くらし・なんでも相談『ほっとダイヤル』」に寄せられる幅広い相談の中から、一部をご紹介しているこのシリーズも11回を数えました。2008年新春号は、専門家相談員の5人の先生方に登場いただき、成年後見制度による財産管理の方法や相続問題、不動産の登記、厚生年金の裁定請求等、様々な事例をご紹介します。



【事例①】

父は現在90歳で認知症が進み、判断能力はほとんどない。私は父名義の家に父と同居しているが、古くなったためこれを取り壊して私が住宅ローンを借り、家を新築したい。家はバリアフリーにして、体が不自由な父をこの家で面倒を見ようと考えている。

しかし、住宅ローンの申込みをしたところ、銀行では新築する家のほか土地も担保の設定が必要であり、父の判断能力がないため、父の土地につき、父と担保に入れる契約ができないと言われた。どうしたら良いか。

【回答】(佐藤豊 弁護士)

家庭裁判所に、お父さんの成年後見人を選任してもらい、成年後見人がお父さんの法定代理人として契約をすることになる。



新築にあたり、お父さんの家を壊すこと、お父さんの土地を貴方がお金を借りる担保に入れることについては、お父さんに不利益を及ぼすおそれもあるので、成年後見人を選んでもらえば自由に行き来するということはなく、お父さんがその家に住める利益等も総合した家庭裁判所の判断に従うことになる。

「成年後見制度」

ワンポイント

○成年後見制度は、記憶力などに障害がある高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分なくなった方を保護するための制度。

家庭裁判所では、本人の判断能力の程度に応じた成年後見人、保佐人、補助人を選任する。本人の財産が高額、財産の状況が複雑、親族間で療養看護や財産管理の方針が食い違っているなどの場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者を選任することもある。本人が判断能力を欠いている場合に選任される成年後見人は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うと共に、本人の財産を適正に管理していく。

なお、裁判所は、本人の利益が守られるように、定期的に、又は随時、本人の財産管理状況等の報告を求めたり、調査をする(後見監督)。

【事例②-A】

80歳になるおばあさんは、生涯独身で子供もいない。8人兄弟姉妹であったが、今は姉と弟の3人だけになった。少し前に脳溢血で入院したので下半身が不自由になったが、判断能力はある。

一人暮らしのため、財産管理などが心配なので、ヘルパーを介して相談が寄せられた。

【事例②-B】

従兄は53歳で独身。子供の頃に統合失調症になり、20歳頃から入院を繰り返して、現在は市内の病院に入院している。

父親の遺産相続にあたり兄弟が相続放棄したため、僅かな預金を相続することになったが、預貯金の解約等もできない状態にある。どのようにすれば良いか。

【回答】(徳竹春近 司法書士)

公正証書で遺言を書いておくこと。



また、現時点で財産管理を依頼するのであれば、弁護士、司法書士等の専門家と「財産管理の委任契約」か、「任意後見契約」を結びと良い。(事例A)

成年後見の申立てを家庭裁判所にする。ワンポイント 成年後見制度参照。(事例B)

「任意後見契約」

○任意後見制度は、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が十分なくなったときの後見事務の内容と後見する人(任意後見人)を、自ら事前の契約によって決めておく制度。

家族、友人や、弁護士、司法書士等の専門家などを任意後見人に指定し、任意後見契約を締結(公証人役場で公正証書を作成)する。その内容は東京法務局に登記される。その後、認知症等の心配ができた時、家庭裁判所に任意後見監督人の選任をしてもらう。

○任意後見監督人は、任意後見人がきちんと仕事をしているかをチェックするが、任意後見制度での家庭裁判所の関与は、本人があらかじめ選任しておいた任意後見人を家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて監督することになる。

【事例③】

小さな町工場の個人経営者。妻は既に亡くなり息子が3人いる。

長男は高校卒業後私の工場に入り、今日まで私を手伝ってくれたが、小遣い程度で人並みの給料は払ってこなかった。二男はサラリーマンで独立しているが、数年前に住宅を建てた時1,000万円の援助をした。三男だけが大学に進学し、その時の学費・生活費で、やはり1,

000万円位掛った。私の資産は、町工場と自宅の不動産に預貯金があるが、私が死亡した場合、相続についてどのような問題があるのか。

長男に私の全財産を相続させたいが、どのようにすれば良いか。

【回答】(田中善助 弁護士)



相続は、相談者の死亡により開始する。相続人は三人の息子となり、相談者が遺言をしないで死亡した場合、三人の相続分は相等しく、遺産の三分の一ずつ相続で取得することになるが、相続財産は民法898条により共有とされるので、三人の協議で遺産を分割する(遺産分割協議書)ことになる。

協議が出来ない場合、協議しても合意に至らない場合は、家庭裁判所に調停又は審判の申立を行うことが出来る。

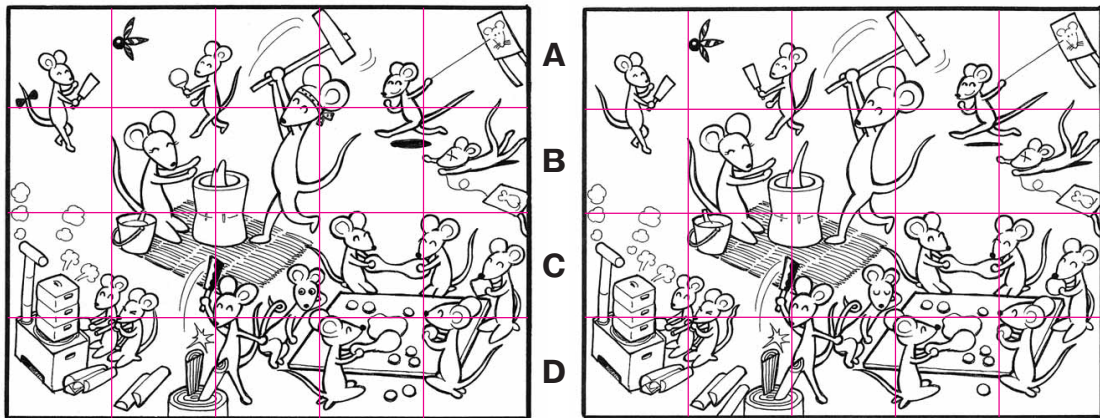
長男は、高校卒業後、家業を手伝って働いてきたが給料に見合う額をもらっていないとあれば、現在相談者が有している町工場等の資産は、長男の貢献があったからとも言える。従って、長男は寄与分を主張することができる。

この寄与分は共同相続人の協議により、協議できない場合は家庭裁判所が定めるが、いずれにしても、被相続人が相続開始時において有した財産の価額から寄与分を控除したものが相続財産となる。従って、長男の貢献は寄与分として評価され、長男が取得することになる。

二男及び三男は、相談者から住宅取得時や大学進学時に援助を受けている。これらの援助をしなかったとしたら、相談者の死亡時に財産として残っている筈であり、また、この援助の分を考慮しないと援助を受

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を16探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。

1 2 3 4 5 1 2 3 4 5



16のまちがいをさがし

16のまちがいをさがし

ふるって
ご応募下さい

新春特別企画

当選者の発表は(メ)切
が12月末のため)次回
3月号にて掲載いたし
ます。



前回の正解は

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります。)
- 労福協の機関紙に対する意見要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに。
- 正解者の中から抽選で特等1名五、〇〇〇円分 当選者10名一、〇〇〇円分の図書カードをプレゼント。
- 締切り 1月31日

プレゼントの応募方法

山なみ

新年 あけましておめでとうございます。本来なら夢と希望あふれる第一歩を皆様と共に喜びたいところですが、残念ながらここ数年暮らしの基本である「安心・安全」が脅かされ、生活は4つの危機(生活保障の危機・財政家計の危機・安全保障の危機・文明教育の危機)に見舞われています。

私たち労福協は、この4つの危機に対して「暮らしの安心・安全」の確保に向けて「生活あんしんネットワーク事業」に取り組んでおります。

特に「暮らし・なんでも相談」には、昨年一年で約一、〇〇〇件の相談が寄せられ、最も多いのが多重債務・自己破産です。これらのクレ・サラ問題や悪徳商法に対しては街頭宣伝や署名活動に取り組み、法改正など成果が確実に実っています。

今、人と人の繋がりがますます薄れていく社会だからこそ、決して失ってはいけないもの、それはお互いの「助け合い」「支え合い」「分かち合う」共助の精神だと私は考えています。

不毛の地に、種をまき、根が張り、あちらこちらに・・・一つまたひとつと、厳しい寒さの中、愛らしい小さな花が咲く。その小さくて素朴な命に、ふと柔らかな温かさを感じます。

厳しい自然の中で、生き生きと胸をはって生きている・・・、そんなひたむきな小さな輝きを大切にしたいものです。(青)



寒咲きクロッカス